

児童生徒作品コンクール事業実施要項

1 趣 旨

健康ではたらき豊かなまち、あたたかく交わり明るいまち、きまりを守り住みよいまち、環境をととのえきれいなまち、教養を高め文化のまちづくりを目指して、昭和36年に制定された秋田市民憲章には、ふるさと秋田の発展と人々の豊かなくらしを願う気持ちがこめられており、市民のためのまちづくりに活かされています。

この市民憲章精神の一層の普及と高揚を図るため、児童生徒から「秋田市民憲章」の趣旨に沿った作品の募集を実施し、広く市民の目と心で作品をとおした子どもたちの感性豊かな思いに触れながら、「次代を担う子らと共に」心豊かなまちづくりを目指していきます。

2 主 催

秋田市民憲章推進協議会

3 後 援

秋田市 秋田市教育委員会 秋田市PTA 連合会

4 募集範囲

秋田市内小学生・中学生

5 学校との連携

各地区市民憲章推進協議会は、地区内の学校へ作品応募について協力を要請する。

学校は、応募にあたり、保護者に対して本要項の内容（特に入賞作品の展示・掲載および個人情報公表について）を周知するものとする。

6 作品募集部門

(1) 図画・絵画の部

課 題 「秋田市民憲章」の趣旨をイメージしたもので、自由とする。

用紙は四つ切または八つ切の画用紙、使用描画材は自由とし、応募は一人1点とする。

(2) 書道の部

課 題

小学生 1年「ひと」 2年「きまり」 3年「はな火」

4年「文化の町」 5年「交通安全」 6年「伝統行事」

中学生 1年「竿燈妙技」 2年「環境美化」 3年「健康明朗親切」

用 紙 「半紙」とし、応募は一人1点とする。

(3) 作文の部

課 題 「秋田市民憲章」の趣旨を内容とするもので自由とし、800字以内（縦書き400字詰め原稿用紙使用）で応募は一人1点とする。

(4) 短歌・俳句・川柳の部

課 題 「秋田市民憲章」の趣旨に沿った雑詠とし、未発表のもので応募は一人1点とする。用紙は指定様式を使用する。

7 作品の募集締め切り

- ①各学校内での締め切り 夏休み終了後10日を目途とし、別に定める。
- ②秋田市民憲章推進協議会の締め切り 各学校内締め切り後5日を目途とし、別に定める。

8 応募作品の提出

各地区市民憲章推進協議会は、学校から応募作品を回収し、秋田市民憲章推進協議会へ届ける。

9 審査

秋田市民憲章推進協議会が委嘱する審査員により、審査を行う。

10 表彰(予定)

表彰は、最優秀賞・優秀賞・優良賞・佳作・入選を選考し、最優秀賞の中から特に優秀な作品を「秋田市長賞」「秋田市教育長賞」「秋田市PTA連合会会長賞」各1点を選考する。最優秀賞・優秀賞・優良賞は、「児童生徒作品コンクール表彰式」において表彰する。

11 受賞作品の取り扱い

- (1) 作品集に収録するほか、別途優秀作品展示を行う。
- (2) 入賞作品の取り扱いについて
 - ・入賞した児童生徒の作品は、作品展において展示する。
 - ・作品集には、入賞者の学校名、学年、氏名を掲載する。
 - ・応募をもって、上記の展示および個人情報の掲載について同意したものとみなす。

12 応募作品の取り扱い

応募作品の著作権については、応募者に帰属するものとする。ただし応募された作品の展示・出版等における権利は主催者側に帰属する。
応募作品は、表彰式後、主催者が各学校を通して返却する。

13 個人情報の取り扱い

応募にあたりご提供いただいた個人情報は、本要項による受賞作品の発表、および本コンクールの案内のためのみ使用する。なお、入賞者については、作品展示および作品集掲載のため、学校名、学年、氏名を公表する。

附 則

この要項は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この附則は、令和4年6月27日から施行する。

附 則

この附則は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この附則は、令和8年2月2日から施行する。